

退職【普通徴収の場合】

退職・休職等により特別徴収できなくなった残額について、本人が直接納付することとなる場合は、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄で③を選んでください。

付印
6

市町村民税
道府県民税
森林環境税
給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

整理番号		人事課 給与係		5年度	特別徴収 指定番号	
氏名		京丹後 二郎		6年度	特別徴収 指定番号	12345678
電話番号		0772-69-0000		宛名番号		98765432
内線		9999				
課係	担当	住所	〒 627-8567	所在地 京都府京丹後市峰山町杉谷〇〇番地		
名称		京丹後株式会社				
個人・法人番号		1	2	3	4	5
異動年月日		令和 6年 10月 10日	提出			
給与所得者	フリガナ	キョウタンゴ イチロウ		新	姓	
氏名	京丹後 一郎		元号	3	1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成	45
生年月日	0	1	2	3	4	5
個人番号	6	7	8	9	1	2
住所	1月1日現在	京都府京丹後市峰山町杉谷〇〇番地		特別徴収税額 (年税額)		
住所	異動後	同上		38,500	12,900	25,600
異動の事由		※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。		異動後の未徴収税額の徴収方法		
番号を記入		2		番号を記入 3		
1.転勤・転籍 2.退職 3.死亡 4.給食 5.長欠 6.支払少額 7.支払不定期 8.その他		8.その他の理由を記入		① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)		
1月1日以降退職時までの給与支払額		500,000		控除社会保険料額		
		125,000				

① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先(特別徴収義務者)	所在地	〒	特別徴収指定番号	担当者	氏名	新しい勤務先へは、	
フリガナ	法人番号	※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。		電話	月割額		円 を 月分
受給者番号		納入書の要否		番号を記入	1	必要	2 不要

② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入	1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。	徴収予定額 ((ウ)と同額)を右欄に記入	円	左記の一括徴収した金額は、	月分(翌月10日納期限)で納入します。
←	2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。				

③ 普通徴収の(一括徴収しない)場合(①・②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入	異動年月日が1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
←	1 異動年月日が6月1日~12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2 異動年月日が1月1日~4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3 死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄	5年度	月分以降の月割額は	1.特別徴収義務者を変更 2.普通徴収切替 3.一括徴収 4.その他	入力者	点検
	6年度	月分以降の月割額は	1.特別徴収義務者を変更 2.普通徴収切替 3.一括徴収 5.その他	入力者	点検

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L